



出 展 規 則 (案)

「第35回国際農業機械展 in 帯広」の開催要領にもとづくほか、この農業機械展を円滑に開催運営するにあたり、各出展社の理解と積極的な協力を得て成功させるため、次の規則を定める。

1. 出展申込関係

- 1) 出展希望社はホームページ上の申込フォームに必要事項を入力し、主要出展品目の写真・概要等も併せて開催事務局に申し込む。
- 2) 出展申込期間は、2022年10月3日～2022年11月15日まで。
- 3) コマ数には限りがあるので、申込みが多い場合コマ数を削減していただくことがあります。

2. 出展負担金関係 (開催要領 ご参照)

- 1) 負担金 申込みコマ数に応じた金額。
- 2) 納入期限 2023年3月31日まで。
※ 所定の口座に振り込み願います (振込手数料はご負担願います)。
※ 期限内に納入なき場合は、出展を取り止めたものとみなします。

3. 出展の取り決め

- 1) 出展確定後、出展社の都合で出展の取り消し、または変更は原則として認めないが、申込者の特別な事情が認められた場合は認めることとする。取り消しとなったコマは、開催委員会(以後委員会と称する)が再割当する権利を有する。
- 2) 出展負担金ならびに電気工事料の納入後の取り消しについては、委員会においてすでに支出した経費を査定し返金することができる。

4. 出展物関係

- 1) 出展申込による機種・種類・内容・数量等の詳細については、後日事務局より調査を行うので、通知があり次第速やかに報告する。
- 2) 申込出展物の取消し変更等は原則として認めない。ただし、止むを得ず変更する場合は、開催の1ヶ月前に変更届けを事務局あてに提出すること。
- 3) 出展物件は開催要領に示す範囲のものとし、メーカーや正規代理店の承認のない物件、中古商品の展示はできない。ドローンの会場内での飛行は禁止する。

5. 出展物の搬入・搬出関係

- 1) 搬入・搬出の期間を守るとともに、無用の混雑や事故を起こさぬよう時間帯についても十分配慮すること。
- 2) 搬入日時 6月26日(月)～7月4日(火) 午前6時～午後7時までの8日間とする。
ただし、止むを得ず期日までに搬入不可能な場合は、事務局に届け出、指示を受けること。
- 3) 施設構築物等の日数を要する出展社は、事前に事務局へ文書を提出し(行程表添付)、許可を得ること。

- 3) 搬出は 7月10日の閉会式終了後より開始、翌々日の12日までに終了すること。ただし、12日中に搬出不可能な場合は、会場の撤収を13日午前中に行うので、その間に終了すること。
※ 搬出に関し、委員会の指示に従い進めて頂きます。

6. コマ関係

- 1) 展示場所及びコマの配置割については、委員会において決定するので、これに従うこと。
- 2) コマ毎の装飾、塔、アーチ、のぼり等については自由とし、高さ数量等の制限は特にしないが、近隣のコマの出展社に対し迷惑をかけることのないよう配慮すること。
- 3) 電気の受電（外線）は、委員会において設置する。
- 4) コマ内の使用電力は、100V、200Vとし、電圧、容量、必要コンセント数、配置図を含め 後日調査の際に申込むこと。電気配線工事費については、ホームページ上に掲載する。
- 5) 会場コマ内におけるエンジン付発電機の使用は認めない。

7. 警備関係

- 1) 出展物保全のため、展示会場内に夜警員を次のとおり配置する。
期 間 6月26日(月)夕 ~ 7月13日(木)朝まで。
警備時間 午後6時 ~ 翌朝7時まで
- 2) 出展社は可能な限り施錠をし、また取外しが可能な貴重品については各出展社において保管管理すること。
- 3) 展示会場内の出展物の夜警にあたり、誠意を以って警備にあたるが、万一コマ内で盗難・紛失・損傷等の損害が発生しても一切責任は負わない。

8. 禁止事項関係

- 1) 各コマにおいての商談は認めるが、物品の販売は認めない。
- 2) 爆発・引火・悪臭・ガス等他に危害や危険を及ぼすおそれのあるものについては、要領に示す範囲内の物件であっても展示しないこと。
- 4) 開催期間中の展示物件の持込み、持出しは認めないこととする。

9. 開催中の保険

- 1) 委員会は、開催準備中から開催が終了し展示品の撤収が終了するまでの期間における展示品の損害・減失・盗難等の災害・被害に関する一切の責任を負わない。
- 2) 開催期間中の各出展社コマ内における他人の身体への障害、怪我や財物の損害に対しては、一切の責任を負わない。それ以外会場内での一般来場者に対する法律上の賠償責任が発生する場合には、保険の適用範囲内で委員会にて対応する。

10. 農機展開催の延期・中止について

- 1) 天災、人災などの災害や不可抗力により展示会開催が困難と判断された場合、委員会は展示会の延期・中止を決定する。
- 2) 中止の場合、出展料・電気工事費等は、必要経費を差し引いた上で出展社に返却する。それ以外に生じた出展社の費用・損害等について、委員会は一切の責任を負はない。
- 3) 開催中に災害が発生した場合の避難場所については、会場内に看板を設置して表示する。

11. その他

- 1) 出展物件の荷造り集配送、保管、陳列、個別装飾等は、すべて出展社の負担とする。
- 2) 農機展の会場入口、および案内図等の諸看板は、委員会で設置する。
ただし、コマ用のテント、設備備品類は出展社で用意すること。
- 3) 来場者に配布するチラシ、カタログ、その他の資料等は各社の自由とし、来場記念品、粗品等については特に制限しないが、ゴム風船等の配布は、近くに高圧電線があるため禁止とする。
また 来場客に配布するカタログ、来場記念品、粗品に使用する手提袋等は「紙製」またはそれに準ずる素材を使用し、環境保全に配慮されたい。
- 4) 出展各社が企画するゲーム、抽選会、その他の行事における賞品や金品については、公正取引委員会の規程等に抵触することのないよう慎重に取扱うこと。
- 5) 各コマ内の 展示物の作動及び騒音には十分な配慮をし、防護柵等を講じること。
- 6) コマ内に給排水が必要な出展社は、事前に事務局に申し出ること。ただし、内容によって許可出来ないこともある。
- 7) 農機展と併せて、食彩祭が隣接地で開催されるので、食事等にご利用下さい。(有料)
- 8) 出展社は、出展社員ならびに一般来場者を問わず、病気その他の事故発生の場合は、本部事務局に速やかに連絡し、適切な指示を受け対応にあたること。
- 9) 開催要領、出展規則に定めていない事項については、必要の都度委員会において協議決定することとし、決定事項については一切の意義申し立ては出来ないものとする。
- 10) 農機展は農村地帯で開催されるため、家畜伝染病等が発生している地域からの出展は、禁止する。
- 11) 出展規則違反が判明した出展社は、次回以降の農機展に出展できない。

◆海外からの出展社へ

- 1) 農機展出展のために日本への入国手続を必要とする場合、出展社は自己の責任において入国審査に関わる手続きをしてください。
- 2) 出展が確定したら、出展料(コマ代)の他にコマで使用する電気の配線工事料が必要となります。
これらの経費は開催委員会が徴収しますので、指定口座へ振り込みいただき、振入手数料も出展社が負担してください。
また、コマで使用するテント、テーブル、椅子などは業者を紹介しますので、自己の責任において業者に発注してください。以後 業者を通じて進めてください。
- 3) 海外からの出展社は、開催準備中から展示会が終了し展示品撤収まで、事務局等とのコミュニケーションを円滑に行うため、出展社側の経費負担による日本語または英語の通訳を帯同してください。
- 4) 農機展は農村地帯で開催されるため、家畜伝染病が発生している国からの出展は、ご遠慮下さい。

以上